

イベント開催制限の緩和に伴う利用料金の取扱いについて

呉信用金庫ホールでは、令和2年9月15日に広島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対処方針」が改正され、収容率の上限が100%まで引上げられたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大防止策によるホール利用料金について令和2年9月25日以降は以下のとおりとします。

【呉信用金庫ホール ホール利用料金について】

適用開始日：令和2年9月25日から

| 申請日 | 施設使用日 | 収容率 | 使用料金 |
|-------------|------------------|-----------------|----------------------|
| 令和2年9月25日以降 | 令和2年 9月25日以降 | | 収容率に関係なく呉市の条例に規定する料金 |
| 令和2年9月24日以前 | 令和2年 12月31日まで | 50%までとした場合 | 利用料金の減額措置を適用 |
| | | 50%を超え100%までの場合 | 収容率に関係なく呉市の条例に規定する料金 |
| 令和2年9月24日以前 | 令和3年 1月1日以降 | 50%までとした場合 | 収容率に関係なく呉市の条例に規定する料金 |
| | | 50%を超え100%までの場合 | |

※ホール以外の施設（楽屋、その他の施設）は申請日、使用日、減収容率等に関係なく規定料金となります。

【お問合せ】

呉信用金庫ホール（呉市文化ホール）

TEL 0823-25-7878

受付時間 9:00~19:00（休館日を除く毎日）

休館日：月曜日（月曜日が休祝日にあたる場合は翌平日）